

京都市告示第345号

昭和28年7月2日京都市告示第40号（計量関係に使用する市長印）の一部を次のように改めます。

平成24年12月3日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	計量関係取締規則（昭和27年通商産業省令第11号）第8条の規定による不合格票及び第16条の規定による提出命令書	計量検査所において所掌する事務（計量法が規定する特定市町村の長の権限に属するものに限る。）

（産業観光局計量検査所）